

大阪市立男女共同参画センター条例

制定 平成5年4月1日 条例第21号

(設置)

第1条 本市に男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立男女共同参画センター中央館	大阪市天王寺区上汐5丁目
大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	大阪市北区天神橋6丁目
大阪市立男女共同参画センター西部館	大阪市此花区西九条6丁目
大阪市立男女共同参画センター南部館	大阪市平野区喜連西6丁目
大阪市立男女共同参画センター東部館	大阪市城東区鳴野西2丁目

(目的)

第2条 センターは、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力が発揮できるよう多面的な支援を行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- (3) 男女共同参画に係る問題に関する相談
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する啓発
- (5) 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究
- (6) その他市長が必要と認める事業

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館（以下「子育て館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等の開催
- (2) 子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の支援

- 3 第16条の規定により大阪市立男女共同参画センター西部館（以下「西部館」という。）の管理を行うもの（以下「西部館の指定管理者」という。）は、第1項各号に掲げる事業を大阪市立こども文化センター（以下「こども文化センター」という。）の施設内において行うことができる。この場合においては、西部館の指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認に係る事項を公告するものとする。
- 5 第3項後段及び前項の規定は、第3項の承認に係る事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業の内容その他市規則で定める」とあるのは「変更しようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第5項において準用する第3項」と読み替えるものとする。

（休館日）

第4条 子育て館及び西部館を除くセンターの休館日は、5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
 - (2) 休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 特定期間における子育て館及び西部館を除くセンターの休館日は、5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合は、その翌日）とする。
 - 3 子育て館の休館日は、第1項第3号に掲げる日とする。
 - 4 西部館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）
 - (2) 第1項第3号に掲げる日
 - 5 前各項の規定にかかわらず、第16条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらか

じめ市長の承認を得て、前各項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- 6 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 子育て館及び西部館を除くセンターの供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。

- 2 子育て館の供用時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前10時から午後5時まで）とする。
- 3 西部館の供用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定により、同条例第15条の規定によりこども文化センターの管理を行うもの（以下「こども文化センターの指定管理者」という。）が、西部館の施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。
- 4 前条第5項及び第6項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項の規定にかかわらず」とあるのは「第5条第1項から第3項までの規定にかかわらず」と、「前各項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「第5条第1項から第3項までの規定による供用時間を変更する」と、同条第6項中「前項」とあるのは「第5条第4項の規定により読み替えられた第4条第5項」と読み替えるものとする。
- 5 指定管理者は、緊急の必要があるときは、前各項の規定にかかわらず、供用時間を変更することができる。ただし、大阪市立こども文化センター条例第3条第2項の規定により、こども文化センターの指定管理者が、同条第1項各号に掲げる事業を行う西部館の施設については、当該事業を行う時間を供用時間とすることはできない。
- 6 指定管理者は、前項の規定により供用時間の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(使用の許可)

第6条 子育て館を除くセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第11条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可(以下「使用許可」という。)を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第11条 施設を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。))は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(附属設備の使用)

第12条 使用者は、附属設備を使用することができる。

- 2 附属設備を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者)は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第13条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために使用するとき
- (2) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し本市と連携協力する団体
その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
- (3) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかつたとき
(管理の代行)

第16条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第19条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第20条 市長は、第18条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること

(3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第21条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項及び第2項に規定するセンターの事業の実施に関すること

(2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3) その他センターの管理に関すること

(施行の細目)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (平成5年6月23日施行、告示第505号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成6年9月21日条例第42号、平成6年12月6日施行、告示第881号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成7年12月28日条例第73号、平成8年4月6日施行、告示第231号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成9年4月1日条例第19号、平成10年4月4日施行、告示第217号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成13年4月1日条例第40号、第1条の改正規定(大阪市立男女共同参画センター中央館に関する部分に限る。)、第3条中第4号の次に1号を加える改正規定及び別表の改正規定、平成13年11月1日施行、告示第1156号の2)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(大阪市立男女共同参画センター中央館に関する部分に限る。)、第3条中第4号の次に1号を加える改正規定及び別表の改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成17年10月19日条例第136号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第315号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第13条の次に7条を加える改正規定(第15条から第18条まで及び第19条前段に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月18日条例第83号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第106号(平成27年3月16日条例第58号大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例))

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

	調理実習室								
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円			
男女	ホール	18,000円	29,000円	25,000円	65,000円	27,000円	43,500円	37,500円	97,500円
共同	控室	1,000円	1,500円	1,300円	3,400円	1,500円	2,300円	2,000円	5,100円
参画	研修室	1,800円	2,900円	2,500円	6,500円	2,700円	4,400円	3,800円	9,800円
セン	会議室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円
ター	和室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円
東部	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円
館	工芸室兼調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円			

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から正午まで（男女共同参画センター西部館にあっては、午前9時から正午まで）をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいい、「昼夜間」とは午前9時30分から午後9時30分まで（男女共同参画センター西部館にあっては、午前9時から午後9時30分まで）をいう。